

保険料の中途一部一時払特約条項

(平成25年12月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）、定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の保険料払込期間中に、主契約、定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の一部について、将来の保険料を一時に払い込む場合の取扱について定めたものです。

第1条（この特約条項の適用）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、主契約、定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の保険料払込期間中に限り、主契約、定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の一部について、当会社所定の金額を一時に払い込み、将来の保険料の払込を完了することができます。この場合の主契約はつぎの第1号および第2号の部分から、また、定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約および5年ごと配当付遺族収入保障特約は第3号および第4号の部分から構成されます。
 - (1) 保険料の払込を要しない部分（以下「一時払保険部分」といいます。）
 - (2) 保険料の払込を要する部分（以下「分割払保険部分」といいます。）
 - (3) 特約保険料の払込を要しない部分（以下「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (4) 特約保険料の払込を要する部分（以下「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 第1項の取扱は、当会社の定める月単位の契約応当日（半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日）を適用開始日とし、適用開始日の前日までの主契約、定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の保険料が払い込まれている場合に限りします。
3. 第1項および第2項の取扱を行う場合には、保険契約者は、当会社所定の金額を、適用開始日の属する月を払込期月とする分割払保険部分または分割払特約保険部分の保険料とともに払い込むことを要します。
4. 第3項の場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める猶予期間の規定を準用します。ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の主契約に付加されている定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の場合には、主約款に定める年一括払契約または年払契約の猶予期間の規定を準用します。
5. つぎの各号の場合には、この特約条項の適用はなかったものとします。
 - (1) 第1項に定める当会社所定の金額が払い込まれないまま適用開始日以後猶予期間の満了日までに、主契約または主契約に付加されている特約について、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたとき
 - (2) 第1項に定める当会社所定の金額が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき

第2条（この特約条項の適用後の主契約の取扱）

この特約条項の適用後の主契約については、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 主約款の保険料払込の免除の規定および保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、一時払保険部分には適用しません。
- (2) 主約款に定める契約日を繰り下げの方法による復活は取り扱いません。
- (3) 一時払保険部分または分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
- (4) 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、一時払保険部分について当会社の定める処理をしたうえで、分割払保険部分についてのみ主約款に定める保険期間または保険料払込期間の変更の規定を適用します。この場合、分割払保険部分と一時払保険部分との保険金額の構成比率を当会社の定める取扱にもとづき改めます。
- (5) 主契約の一部を養老保険特約へ変更するときは、分割払保険部分の一部についてのみ当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。

第3条（この特約条項の適用後の定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の取扱）

この特約条項の適用後の定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約については、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 定期保険特約条項、逡減定期保険特約条項、年金払定期保険特約条項または5年ごと配当付遺族収入保障特約条項に定める特約の保険料払込の免除の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
- (2) 一時払特約保険部分または分割払特約保険部分のみの解約は取り扱いません。
- (3) 定期保険特約条項、逡減定期保険特約条項、年金払定期保険特約条項または5年ごと配当付遺族収入保障特約条項に定める主契約の内容変更に伴う特約の取扱の規定により、定期保険特約、逡減定期保険特約、年金払定期保険特約または5年ごと配当付遺族収入保障特約の保険期間を変更するときは、当会社の定める取扱にもとづき、一時払特約保険部分と分割払特約保険部分との特約保険金額（逡減定期保険特約の場合は特約基本保険金額。また、年金払定期保険特約および5年ごと配当付遺族収入保障特約の場合は特約基本年金額）の構成比率を改めます。
- (4) 定期保険特約または年金払定期保険特約の一部を養老保険特約、終身保険特約または逡減終身保険特約へ変更する

ときは、分割払特約保険部分の一部についてのみ当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。

- (5) 5年ごと配当付遺族収入保障特約の一部を保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと配当付終身保険特約へ変更するときは、分割払特約保険部分の一部についてのみ当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
- (6) 定期保険特約条項に定める保険料の払込方法（回数）を異にするこの特約への変更の規定は適用しません。
- (7) 定期保険特約、逓減定期保険特約または年金払定期保険特約の更新の際は、定期保険特約条項、逓減定期保険特約条項または年金払定期保険特約条項に定める特約保険料の一部一時払の特則の規定を適用します。

第4条（この特約条項の適用後の定期保険特約が付加されている主契約の取扱）

この特約条項の適用後の定期保険特約が付加されている主契約については、主約款に定める契約日を繰り下げる方法による復活は取り扱いません。

第5条（主契約が5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付養老保険、5年ごと配当付生存給付金付定期保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと配当付介護年金終身保障保険、5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）の場合の特則）

1. 主契約が5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付養老保険、5年ごと配当付生存給付金付定期保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと配当付介護年金終身保障保険、5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）の場合、本特約条項中「定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付定期保険特約」と、「逓減定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付逓減定期保険特約」と、「年金払定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付年金払定期保険特約」と、「養老保険特約」とあるのは「5年ごと配当付養老保険特約」と、「定期保険特約条項」とあるのは「5年ごと配当付定期保険特約条項」と、「逓減定期保険特約条項」とあるのは「5年ごと配当付逓減定期保険特約条項」と、「年金払定期保険特約条項」とあるのは「5年ごと配当付年金払定期保険特約条項」と、「終身保険特約」とあるのは「5年ごと配当付終身保険特約」と、「逓減終身保険特約」とあるのは「5年ごと配当付逓減終身保険特約」と読み替えます。
2. 主契約が5年ごと配当付更新型終身移行保険の場合、この特約条項の適用後の主契約が更新される際は主約款に定める保険料の一部一時払の特則の規定を適用します。

第6条（主契約が5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付終身医療保険の場合の特則）

1. 主契約が5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付終身医療保険の場合、本特約条項中「定期保険特約」とあるのは「5年ごと利差配当付定期保険特約」と、「逓減定期保険特約」とあるのは「5年ごと利差配当付逓減定期保険特約」と、「年金払定期保険特約」とあるのは「5年ごと利差配当付年金払定期保険特約」と、「養老保険特約」とあるのは「5年ごと利差配当付養老保険特約」と、「定期保険特約条項」とあるのは「5年ごと利差配当付定期保険特約条項」と、「逓減定期保険特約条項」とあるのは「5年ごと利差配当付逓減定期保険特約条項」と、「年金払定期保険特約条項」とあるのは「5年ごと利差配当付年金払定期保険特約条項」と、「終身保険特約」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保険特約」と、「逓減終身保険特約」とあるのは「5年ごと利差配当付逓減終身保険特約」と読み替えます。
2. 主契約が5年ごと利差配当付更新型終身移行保険の場合、この特約条項の適用後の主契約が更新される際は主約款に定める保険料の一部一時払の特則の規定を適用します。

第7条（主契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約（H13）または保険料払込免除特約（H25）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約（H13）または保険料払込免除特約（H25）が付加されている場合には、第2条（この特約条項の適用後の主契約の取扱）第1号中「主約款」とあるのは「主約款、保険料払込免除特約条項、保険料払込免除特約条項（H13）または保険料払込免除特約条項（H25）」と読み替えます。